

# 兵庫県公報

平成20年 3月31日 月曜日 第10号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

規 則	ページ
兵庫県立生活創造センター管理規則（生活創造課）	1
公有財産規則の一部を改正する規則（管財課）	13
知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（薬務課）	14
兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則及び本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	14
産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地課）	16
福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	17
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	19

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県立生活創造センター管理規則（規則第23号）

兵庫県立生活創造センターの管理に関して、休業日、開業時間、入場者の遵守事項、利用の許可の手続、使用料の額、使用料の納付、免除及び還付の手続、利用料金の基準額、管理等について定めることとした。

### ●公有財産規則の一部を改正する規則（規則第24号）

- 1 行政財産目的外使用許可の期間は、原則として3年（現行1年）を超えてはならないこととした。
- 2 借地借家法の一部改正に伴い、次のとおり所要の整備を行うこととした。
  - (1) 事業用定期借地権（専ら事業の用に供する建物を所有する目的で設定する借地権で、契約の更新がなく、契約の存続期間の満了により確定的に終了するものをいう。）の設定を目的とする契約により土地の貸付けをする場合について、貸付けの期間の上限を30年とする規定及び貸付けの期間の更新に係る規定を適用しないものとする。
  - (2) 定期建物賃貸借（建物賃貸借のうち、契約の更新がなく、契約の存続期間の満了により確定的に終了するものをいう。）による建物の貸付けをする場合について、貸付けの期間の上限を10年とする規定及び貸付けの期間の更新に係る規定を適用しないものとする。

### ●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第25号）

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、同条例の規定により神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市が処理する薬事法施行規則に基づく事務のうち、規則で定めることとしている事務を追加する等所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則及び本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正等により、知事が本人確認情報を利用することができる事務に兵庫県心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務を追加すること等に伴い、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則
- 2 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則

### ●産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

- 1 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正により、条例の有効期限が3年間延長されたことに伴い、産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の有効期限を3年間延長することとした。
- 2 指定拠点地区への集積を図る事業として規則で定める新規成長事業等の名称については、日本標準産業分

類による名称に基づき定めているところ、このたび、日本標準産業分類が改正され、産業に関する分類の体系の見直し、産業に関する分類の名称の変更等がなされること等に伴い、新規成長事業等の名称を改める等規定の整備を行うこととした。

●福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）

高齢者及び障害者が参加して行った福祉のまちづくりの実施状況に係る検証事業において、参加者から出された意見等を踏まえ、高齢者、障害者その他心身機能の低下した者が、公益的施設等をより安全かつ快適に利用することができるよう、車いすで利用できる便房である旨等の表示の意匠の統一を図り、障害者が利用できる駐車区画である旨の表示方法を明確化する等、特定施設整備基準について所要の整備を行うこととした。

●財務規則の一部を改正する規則（規則第29号）

- 1 県の普通財産をインターネットを活用して売り払うにあたり、入札保証金の率等について所要の整備を行うこととした。
- 2 行政組織規則の一部改正に伴い、部局及びびかいの出納員に充てられる職等について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立生活創造センター管理規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第23号

兵庫県立生活創造センター管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第8号。以下「条例」という。）第13条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条の規定に基づき、兵庫県立生活創造センター（以下「生活創造センター」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（休業日等）

第2条 生活創造センターの休業日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 兵庫県立神戸生活創造センター（以下「神戸生活創造センター」という。）
    - ア 月曜日
    - イ 12月29日から翌年の1月3日までの間において、知事が定める日
  - (2) 兵庫県立東播磨生活創造センター（以下「東播磨生活創造センター」という。）
    - ア 毎月第3日曜日
    - イ 12月29日から翌年の1月3日までの間において、知事が定める日
  - (3) 兵庫県立丹波の森公苑（以下「丹波の森公苑」という。）
    - ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）
    - イ 12月29日から翌年の1月3日までの間において、知事が定める日
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は臨時的休業日を定めることができる。
- 3 知事は、丹波の森公苑のアトリエの利用期間については、前2項の規定にかかわらず、休業日を含めて条例第5条の許可をすることができる。

（開業時間）

第3条 生活創造センターの開業時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 神戸生活創造センター 9時から21時まで
  - (2) 東播磨生活創造センター 9時から21時まで（日曜日及び休日にあつては、9時から17時30分まで）
  - (3) 丹波の森公苑 9時から22時まで
- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する開業時間を変更することができる。

（遵守事項）

第4条 生活創造センターに入場した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 利用の許可が必要とされている生活創造センターの施設を許可なしに利用しないこと。
- (5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ピラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (7) 生活創造センターの施設に特別の設備、装飾等をしないこと（第9条第1項の規定により知事の承認を受けて行う場合を除く。）。
- (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、生活創造センターの管理上必要な指示に従うこと。  
（入場の拒否等）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者  
（利用の許可の申請）

第6条 条例第5条の規定により生活創造センターの施設を利用しようとする者は、兵庫県立生活創造センター利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 利用許可申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、知事が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。
  - (1) 神戸生活創造センターの施設、東播磨生活創造センターの会議室、研修室、創作室、練習室及び音楽室並びに丹波の森公苑の多目的室、創作室、会議室、研修室及び和室を利用する場合 利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日
  - (2) 東播磨生活創造センターの美術展示室並びに丹波の森公苑のホール、練習室兼楽屋、楽屋、アトリエ、多目的グラウンド及びテニスコートを利用する場合 利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日
- 3 利用許可申請書の受付時間は、9時から17時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（利用の許可の基準）

第7条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第5条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 生活創造センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活創造センターの管理上支障があるとき。

（利用の許可等）

第8条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、条例第5条の許可を決定したときは、兵庫県立生活創造センター利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申込みをした者に交付するものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、生活創造センターの管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。
- 3 知事は、利用許可申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

（設備等設置の承認等）

第9条 条例第5条の許可を受けた生活創造センターの施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

（利用の変更）

第10条 利用許可書の交付を受けた者は、その利用の開始前に利用の内容を変更しようとするときは、兵庫県立生活創造センター利用内容変更承認申請書（様式第2号。以下「利用内容変更承認申請書」という。）に、既に交付を受けた利用許可書を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人及び団体にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

（使用料の額）

第11条 条例別表第1の規定による規則で定める額は、1台につき1,900円とする。

2 条例第6条第2項の規定による規則で定める使用料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

（使用料の納付）

第12条 利用許可書の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、当該利用の終了後に納付することができる。

（使用料の免除）

第13条 条例第7条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、兵庫県立生活創造センター使用料免除申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第14条 条例第8条ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に返還する使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用料を納めた者の責めに帰すことができない理由により生活創造センターの施設の利用ができなくなったとき。当該使用料の全額
- (2) 使用料を納めた者が生活創造センターの施設の利用の3日前までに利用の取消しを申し出た場合において、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。当該使用料の全額
- (3) 使用料を納めた者が第10条第2項の規定に基づき、利用の内容の変更の承認を受けた場合において、既に納めた使用料の額が過納となったとき。当該過納となった額

2 条例第8条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、兵庫県立生活創造センター使用料還付請求書（様式第4号）に、使用料の領収書又は利用許可書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（利用料金の基準額）

第15条 条例別表第2の規定による規則で定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

（管理）

第16条 条例及びこの規則に基づく知事の権限（丹波の森公苑に係るものに限る。）のうち、条例第12条第3項及び第4項並びに次条第2項の規定に基づく権限以外の権限は、条例第11条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。ただし、第2条第1項第3号イの規定に基づく権限については、指定管理者が、あらかじめ知事に協議して行うものとする。

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、神戸生活創造センター及び東播磨生活創造センターの管理に関して必要な事項は、別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、丹波の森公苑の管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の部の規定は、同月15日から施行する。

（兵庫県立丹波の森公苑管理規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 兵庫県立丹波の森公苑管理規則（平成8年兵庫県規則第18号）
- (2) 兵庫県立神戸生活創造センター管理規則（平成12年兵庫県規則第44号）

（経過措置）

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の兵庫県立丹波の森公苑管理規則又は兵庫県立神戸生活創造センター管理規則によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表第1（第11条関係）

1 神戸生活創造センターの使用料

区 分		使 用 料						備 考
		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
創作室	調理室	円 1,900	円 2,600	円 2,600	円 4,500	円 5,200	円 7,100	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
	工芸室	1,300	1,800	1,800	3,100	3,600	4,900	
練習室	A	900	1,300	1,300	2,200	2,600	3,500	
	B	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	
附属設備	電子ピアノ	1台につき1,900円						

## 2 東播磨生活創造センターの使用料

区 分		使 用 料						備 考
		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
会議室		円 800	円 1,000	円 1,000	円 1,800	円 2,000	円 2,800	1 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。 2 「1回」とは、9時、11時、13時、15時、17時又は19時からのそれぞれ2時間の利用をいう。
研修室		1,900	2,600	2,600	4,500	5,200	7,100	
創作室	調理室	1,400	1,800	1,800	3,200	3,600	5,000	
	工芸室	1,200	1,700	1,700	2,900	3,400	4,600	
練習室	A	900	1,300	1,300	2,200	2,600	3,500	
	B	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700	
音楽室		1回につき1,100円。ただし、17時からの利用にあつては1,300円、19時からの利用にあつては1,500円						
美術展示室		1日につき2,000円						

## 別表第2（第15条関係）

## 1 丹波の森公苑のホール又は多目的グラウンドを平日に利用する場合の利用料金に係る基準額

区 分	基 準 額					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
ホール	12,300円	16,400円	19,600円	28,700円	36,000円	48,300円
多目的グラ ウンド	1時間につき600円					

## 2 丹波の森公苑の附属設備の利用料金に係る基準額

附 属 設 備		基 準 額
舞台設備	所作台	1式につき 10,000円
	平台	1枚につき 200円
	金びょうぶ	1双につき 2,000円
	銀びょうぶ	1双につき 2,000円
	鳥の子びょうぶ	1双につき 2,000円
	松羽目	1式につき 2,500円
	竹羽目	1式につき 2,500円
	鳥屋囲	1式につき 1,000円
	音響反射板	1式につき 4,000円
	指揮台・指揮譜面台	1式につき 300円
	演奏者用譜面台	1台につき 50円
	譜面灯	1台につき 50円
	演台	1台につき 500円
	花台	1台につき 200円
	落語用見台	1台につき 200円
	司会者台	1台につき 300円
	地がすり	1式につき 5,000円
緋毛せん	1枚につき 200円	

	上敷き	1枚につき	200円
	バレエ用シート	1式につき	500円
	長座布団	1枚につき	100円
	並座布団	1枚につき	100円
	紅白幕	1式につき	1,800円
	紗幕	1枚につき	2,000円
	一文字看板	1台につき	400円
	舞台用階段	1台につき	200円
	舞台用机	1脚につき	200円
	舞台用いす	1脚につき	100円
	折りたたみいす	1脚につき	50円
	ベース用いす	1脚につき	100円
	人形立	1本につき	100円
	めくり台	1台につき	100円
	移動式白板	1台につき	200円
	花瓶	1台につき	500円
	表彰盆	1台につき	100円
	白布	1枚につき	100円
	蹴込み	1枚につき	50円
	雪かご	1台につき	500円
	前舞台	1式につき	8,000円
	オーケストラピット	1式につき	8,000円
楽 器	グランドピアノ	1台につき	8,000円
	大太鼓	1台につき	1,000円
音響設備	エレベータマイク装置	1式につき	1,500円
	3点つりマイク装置	1式につき	3,000円

	コンパクトディスクプレーヤー	1台につき	700円	
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台につき	800円	
	カセットテープレコーダー	1台につき	700円	
	はね返りスピーカー	1台につき	700円	
映写設備	多目的プロジェクター	1式につき	10,000円	
	スクリーン	1台につき	2,000円	
照明設備	Aセット ボーダーライト 2列 シーリングスポットライト 1列 天井反射板ライト1式又は サスペンションスポットラ イト 3列	1式につき	5,000円	
	Bセット ボーダーライト 2列 シーリングスポットライト 1列 天井反射板ライト1式又は サスペンションスポットラ イト 3列 フロントサイドスポットラ イト 1式 アッパー水平ライト 1列 ロー水平ライト 1列 カラーフィルター 1式	1式につき	12,000円	
	ピンスポットライト	1台につき	2,000円	
	フロントサイドスポットライト	1式につき	2,000円	
	プロセニアムライト	1列につき	2,000円	
	アッパー水平ライト	1列につき	2,000円	
	ロー水平ライト	1列につき	2,000円	
	ストリップライト	1本につき	100円	
	ディスクマシン	1台につき	2,000円	
	スライドキャリア	1台につき	2,000円	



	スパイラルマシン	1台につき	2,000円
	オーロラマシン	1台につき	1,500円
	波マシン	1台につき	1,500円
	ストロボ	1台につき	1,500円
	ミラーボール	1台につき	1,500円
	星球	1組につき	2,000円
	カラーフィルター	1枚につき	50円
その他	スモークマシン	1台につき	2,000円
	ドライアイスマシン	1台につき	2,000円
	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき	300円

備考 1 ピアノの調律は、利用者が行うこと。

- 2 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。

様式第1号(第6条 - 第8条関係)

兵庫県立生活創造センター利用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話( ) - 番

利 用 の 目 的	
利 用 の 日 時	<p>年 月 日 時から</p> <p>( 日 時間)</p> <p>月 日 時まで</p>
利用する施設の名称	
利 用 人 員	人
附 属 設 備	
備 考	

様式第2号（第10条関係）

兵庫県立生活創造センター利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容	利 用 の 目 的		
	利 用 の 日 時	年 月 日 時から 月 日 時まで ( 日 時間)	年 月 日 時から 月 日 時まで ( 日 時間)
	利用する施設の名称		
	利 用 人 員		
	附 属 設 備		
	備 考		
変 更 の 理 由			

様式第3号（第13条関係）

兵庫県立生活創造センター使用料免除申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話（ ） - 番

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用の日時	年 月 日 時から （ 日 時間） 月 日 時まで
利用する施設の名称	
附属設備	
免除を受けようとする理由	

様式第4号(第14条関係)

## 兵庫県立生活創造センター使用料還付請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話( ) - 番

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用の日時	年 月 日 時から ( 日 時間) 年 月 日 時まで
利用する施設の名称	
附属設備	
還付を受けようとする理由	

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第24号

## 公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和58年兵庫県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第4号工及び第50条中「1年」を「3年」に改める。

第62条第3項中「に規定する特約をして、その期間を50年以上とする建物の所有を目的とした」を「若しくは第23条第1項若しくは第2項に規定する借地権の設定を目的とする契約により」に改め、「場合」の右に「又は同法第38条第1項の規定による建物の貸付けをする場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項第4号工及び第50条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第25号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表21の項を次のように改める。

21 条例本則の表39の部(3)に規定する規則で定める事務	1 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。)第159条の5第1項、第159条の7第1項、第159条の9第2項、第159条の10第3項、第159条の11第2項、第159条の12第2項若しくは第4項又は第159条の13第1項若しくは第2項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務 2 省令第159条の8第2項の規定により知事が作成する販売従事登録証(省令第159条の11第1項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請又は省令第159条の12第1項の規定による販売従事登録証の再交付の申請に基づき作成するものを含む。)の交付に関する事務
-------------------------------	--

本則の表67の項を次のように改める。

67 削除	
-------	--

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則及び本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第26号

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則及び本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「戸籍の抄本」及び「住民票の写し」の右に「(県の区域内に住所を有する年金受給権者に係るものを除く。)」を加える。

様式第3号中

「

(知的障害) 1 A 2 B
----------------

」

を  
「

(知的障害) 1 A 2 B
(精神障害) 1 1級 2 2級

に改める。

様式第22号中「殿」を「様」に、

「

1 就業 2 就学 3 施設通所 4 施設入所 5 入院
6 在宅 7 所在が1箇月以上不明
8 禁錮以上の刑に処せられ刑の執行を受けている
9 日本国内に住所を有しない

を  
「

1 施設入所等の状況
(1) 施設入所(入所施設名 )
(2) 入院 (3) 在宅
(4) その他( )
2 就学又は就労の状況
(1) 特別支援学校 (2) 特別支援学級 (3) 就労
3 年金の支給停止事由
(1) 所在が1箇月以上不明
(2) 禁錮以上の刑に処せられ刑の執行を受けている。
(3) 日本国内に住所を有しない。
4 年金管理者の有無
(1) 有
ア 父 イ 母 ウ 祖父母 エ 兄弟姉妹
オ その他の親族 カ その他( )
(2) 無

に改める。

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則(平成16年兵庫県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2の22の項中「別表第2の22」を「別表第2の23」に改め、同項を同表23の項とし、同表21の項中「別表第2の21」を「別表第2の22」に改め、同項を同表22の項とし、同表20の項中「別表第2の20」を「別表第2の21」に改め、同項を同表21の項とし、同表19の項中「別表第2の19」を「別表第2の20」に改め、同項を同表20の項とし、同表18の項中「別表第2の18」を「別表第2の19」に改め、同項を同表19の項とし、同表17の項中「別表第2の17」を「別表第2の18」とし、同項を同表18の項とし、同表16の項中「別表第2の16」を「別表第2の17」に改め、同項を同表17の項とし、同表15の項中「別表第2の15」を「別表第2の16」に改め、同項を同表16の項とし、同表14の項中「別表第2の14」を「別表第2の15」に改め、同項を同表15の項とし、同表13の項の次に次のように加える。

14 条例別表第2の14の規則で定める事務	年金受給権者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
-----------------------	---------------------------

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県規則第27号

## 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「平成20年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

別表第1の1の款4の項中「精密機械器具卸売業」を「計測器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業」に改め、同表2の款5の項中「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業、衣服・その他の繊維製品製造業（その他の繊維製品製造業を除く。）」を「外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」に改め、同項中「七宝製品製造業、人造宝石製造業」を削り、同表6の項中「民生用電気機械器具製造業」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業、民生用電気機械器具製造業、電池製造業」に改め、「電気音響機械器具製造業」を削り、「電子部品・デバイス製造業」を「電気音響機械器具製造業」に改め、同表7の項中「総菜製造業」の右に「すし・弁当・調理パン製造業、レトルト食品製造業」を加え、同表4の款1の項中「その他の電子応用装置製造業、電気計測器製造業又は電子部品・デバイス製造業」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業、その他の電子応用装置製造業又は電気計測器製造業」に改め、同表3の項中「受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業」を「ソフトウェア業」に改め、同表4の項中「金融・保険業、医療、福祉、教育、学習支援業、協同組合又はサービス業に属する事業（興信所、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、政治団体、宗教及び外国公務に属するものを除く。）」を「金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業（興信所に属するものを除く。）生活関連サービス業及び娯楽業（洗濯・理容・美容・浴場業及び旅行業に属するものを除く。）教育、学習支援業、医療、福祉、協同組合又はサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、政治団体、宗教及び外国公務に属するものを除く。）」に改め、同表5の項中「又はテレビ番組制作業」を「テレビジョン番組制作業又はアニメーション制作業」に改め、同表5の款1の項中「受託開発ソフトウェア業」の右に「又は組込みソフトウェア業」を加え、同表2の項中「一般機械器具製造業、輸送用機械器具製造業又は精密機械器具製造業」を「はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業又は輸送用機械器具製造業」に、「産業用ロボット製造業又は精密機械器具製造業」を「ロボット製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業又は医療用機械器具・医療用品製造業」に、「理化学研究所」を「理学研究所」に改め、同表3の項中「衣服・その他の繊維製品製造業」を削り、同表6の款1の項中「一般機械器具製造業」を「はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業」に、「電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業又は精密機械器具製造業」を「又は輸送用機械器具製造業」に改め、同表2の項中「一般機械器具製造業」を「はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業」に改め、「電子部品・デバイス製造業」及び「精密機械器具製造業」を削り、同表7の款2の項中「その他の情報処理・提供サービス業」の右に「広告制作業」を、「司法書士事務所」の右に「行政書士事務所」を加え、「広告制作業、行政書士事務所」を削り、「速記・ワープロ入力業、複写業、商品検査業、計量証明業、民営職業紹介業、ディスプレイ業、労働者派遣業」を「商品検査業、計量証明業、職業紹介業、労働者派遣業、速記・ワープロ入力業、複写業、ディスプレイ業」に改める。

別表第2の1の款1の項中「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第16条第3項」を「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項」に改める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項並びに別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。



福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第28号

福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第8号中「車いすで」を「障害者が」に改める。

別表第3第1の部9の款(1)の項ア(キ)中「である旨を」の右に「別記日本工業規格Z8210に適合する図記号（以下「JIS適合図記号」という。）5.1.9により」を加え、同項ウ中「であることを」の右に「別記JIS適合図記号5.1.6から5.1.9までにより」を加え、同部15の款(4)中「のための国際シンボルマークその他必要な標示をする」を「が利用できる駐車区画である旨を次に掲げる方法で別記JIS適合図記号により表示する」に改め、同款(4)に次のように加える。

ア 駐車区画面に別記JIS適合図記号5.1.9により表示する方法

イ 駐車区画の付近の見やすい位置に別記JIS適合図記号5.1.9及び5.2.11による標識を設置する方法

別表第3第1の部15の款(5)中「(4)」を「(5)」に改め、「設置している旨を」の右に「別記JIS適合図記号5.1.9及び5.2.11により」を加え、同款(5)を同款(6)とし、同款(4)の次に次のように加える。

(5) 出入口の付近に(1)から(4)までに該当する駐車区画へ誘導するための別記JIS適合図記号5.1.9、5.2.11及び6.4.9による案内板を設置するものであること。ただし、出入口の付近から当該駐車区画の位置を容易に確認できる場合は、この限りでない。

別表第3第1の部17の款(1)の項イ(ウ)中「配置を」の右に「別記JIS適合図記号5.1.6から5.1.9まで、5.1.16、5.1.27及び5.1.31により」を加え、同項ウ中「位置を」の右に「別記JIS適合図記号5.1.6から5.1.9まで、5.1.16、5.1.27、5.1.31及び6.4.9により」を加え、同表第2の部6の項(3)中「、(4)及び(5)」を「及び(4)から(6)まで」に改め、同部7の項(2)イに後段として次のように加える。






この場合において、当該便所の配置の表示は、別記JIS適合図記号5.1.6から5.1.9までによるものであること。




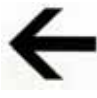
別表第3第2の部7の項(3)に後段として次のように加える。

この場合において、当該便所の位置を示す標識は、別記JIS適合図記号5.1.6から5.1.9まで及び6.4.9によるものであること。

別表第3に別記として次のように加える。

別記 JIS適合図記号

番号	図記号
5.1.6	
5.1.7	
5.1.8	
5.1.9	
5.1.16	

5.1.27	
5.1.31	
5.2.11	
6.4.9	

様式第2号正本の部及び副本の部中「車いすで」を「障害者が」に、

障害者のための国際シンボルマークその他必要な標示	有・無
駐車区画を設置している旨の表示	有・無

を  
「

駐車区画面への J I S 適合図記号による表示及び J I S 適合図記号による標識の設置	有・無
駐車区画へ誘導するための J I S 適合図記号による案内板の設置	有・無
駐車区画を設置している旨の J I S 適合図記号による表示	有・無

に改める。

様式第3号中「車いすで利用できる便所である旨の」及び「車いすで利用できる独立した便所であることの」の右に「 J I S 適合図記号による」を加え、「車いすで利用できる駐車区画」を「障害者が利用できる駐車区画」に、

障害者のための国際シンボルマークその他必要な標示	有・無
--------------------------	-----

を  
「

駐車区画面への J I S 適合図記号による表示及び J I S 適合図記号による標識の設置	有・無
駐車区画へ誘導するための J I S 適合図記号による案内板の設置	有・無

に改め、

「乗車券等販売所等の配置の」及び「乗車券等販売所等の位置を示す」の右に「 J I S 適合図記号による」を加える。

様式第8号中「車いすで」を「障害者が」に、

障害者のための国際シンボルマークその他必要な標示	有・無
駐車区画を設置している旨の表示	有・無

を  
「

駐車区画面へのJIS適合図記号による表示及びJIS適合図記号による標識の設置	有・無
駐車区画へ誘導するためのJIS適合図記号による案内板の設置	有・無
駐車区画を設置している旨のJIS適合図記号による表示	有・無

」

に改める。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第29号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

「企画管理部長」を「企画県民部長」に改める。

第84条第1項中「以上」の右に「（電子入札により普通財産の売払いを行う場合にあつては、次条第1項に規定する予定価格の100分の10以上）」を加える。

第87条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、知事が定める当該入札を行つた者であることを確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第87条の2第4項に次のただし書を加える。

ただし、当該代理人について、第2項ただし書の措置を講ずる場合は、この限りでない。

第90条第6号中「、入札者の電子署名」を「又は第87条の2第2項本文若しくは第4項本文の規定による電子署名」に改める。

別表第1の1の部中

「

出納局管理課	契約物品係長
--------	--------

」

を

「

出納局管理課	物品係長
--------	------

」

に、

「

県民政策部政策局総務課	経理係長
企画管理部企画調整局総務課	経理係長
健康生活部生活企画局総務課	経理第1係長
健康生活部生活企画局総務課	経理第2係長
産業労働部産業政策局総務課	経理係長
農林水産部農政企画局総務課	経理係長

」

を

企画県民部企画財政局総務課	経理第1係長
企画県民部企画財政局総務課	経理第2係長
健康福祉部企画少子局総務課	経理第1係長
健康福祉部企画少子局総務課	経理第2係長
産業労働部産業政策局産業政策課	経理係長
農政環境部農政企画局総務課	経理係長

に改め、同表2の部中

動物愛護センター	総務課長
県立のじぎく療育センター	経理課長

を

動物愛護センター	総務課長
----------	------

に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。